

議員提出第二十三号議案

「自動車取得税の廃止」及び「自動車重量税の抜本見直し」を求める意見書

自動車は国民にとって生活必需品であり、特に公共交通機関が十分整備されていない地方では、日常生活における移動手段として欠かすことができない「生活の足」そのものである。こうした生活必需品である自動車に対し、わが国は国際的にみても欧米諸国の約二・八〜四十七倍もの車体課税を課しており、自動車ユーザーの負担は極めて重く、保有台数の多い地方の世帯は都市部に比して家計に占める負担割合は更に大きくなっている。

平成二十五年年度与党税制大綱では「自動車取得税については、二段階で引き下げ、消費税十パーセントの時点で廃止する」と明記されたものの、現在政府では自動車税等にその財源を振り替え、また自動車重量税については、エコカー減税制度の恒久化や道路の維持管理・更新等の財源として位置づけるなど税目の恒久化や再び道路特定財源化の方向で検討が行われていると報じられている。

しかし、消費税引き上げの際の家計の負担及び経済への影響を踏まえた対応が求められている、道路特定財源がすでに廃止されている、地球温暖化など環境対策の必要性が高まっている、さらに自動車取得税については消費税と二重の課税となっているなどの課題を踏まえ、自動車関連諸税については、税制抜本改革法七条に基づき、簡素化、負担の軽減、グリーン化が必要である。さらに、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資する事を勘案すれば、自動車取得税の廃止及び自動車重量税の抜本見直しを早急に実施すべきである。

さらに、簡素化やグリーン化に名を借り、自動車取得税を廃止する代わりに、自動車税や軽自動車税などを増税することになれば、地方の農林水産業に欠かせない軽トラック等の税負担増につながり、地域経済対策や消費税引き上げ影響緩和策にすらならない。

よって国会及び政府におかれては、地方自治体の財政と環境関連施策に留意したうえで、安定的な代替税財源の確保を前提とした、自動車取得税の廃止と地方の実情も踏まえた自動車重量税の抜本見直しを平成二十六年年度税制改正において行なう事を強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十一日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿
参議院議長 山崎正昭殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
総務大臣 新藤義孝殿